

高知県がん対策推進協議会の組織及び運営に関する規則をここに公布する。

○高知県がん対策推進協議会の組織及び運営に関する規則

(平成 19 年 4 月 1 日規則第 48 号)

改正 平成 26 年 4 月 1 日規則第 61 号

高知県がん対策推進協議会の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県がん対策推進条例(平成 19 年高知県条例第 3 号)第 19 条第 1 項の規定により置かれる高知県がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期等)

第 2 条 協議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日規則第 61 号)

この規則は、公布の日から施行する。